

## 千葉市軽度中等度難聴児補聴器助成にかかる基準額等の増額及び所得制限撤廃の撤廃について

令和6年4月1日より千葉市軽度中等度難聴児補聴器助成にかかる対象補聴器等の基準額を以下のとおり増額します。また、所得制限を撤廃いたしますのでお知らせいたします。詳細については下記、問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

### ○ 基準額の増額（基準額は1台あたり）

	種類	旧基準	新基準
補聴器	軽度・中等度難聴用 ポケット型	34,200	44,000
	軽度・中等度難聴用 耳かけ型	43,900	46,400
	高度難聴用ポケット型	34,200	44,000
	高度難聴用耳かけ型	43,900	46,400
	重度難聴用ポケット型	55,800	59,000
	重度難聴用耳かけ型	67,300	71,200
	耳あな型 (レディメイド)	87,000	92,000
	耳あな型 (オーダーメイド)	137,000	144,900
	骨導式ポケット型	70,100	74,100
	骨導式眼鏡型	127,200 ※平面レンズを必要としない場合は、基準額から1枚につき3,600円を除く。	134,500 ※平面レンズを必要としない場合は、基準額から1枚につき3,800円を除く。
イヤモールド	9,000	9,500	
その他	受信機	92,000	97,300
	ワイヤレスマイク（充電電池を含む。）	128,000	135,400
	オーディオシュー	5,000	5,250

問い合わせ先

障害者自立支援課 給付班

TEL 043-245-5173